

不動産の鑑定評価に関する法律

不動産鑑定士等の団体の届出事項の変更の届出

1. 案内情報

- 手続名 : 不動産鑑定士等の団体の届出事項の変更の届出
- 手続根拠 : 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第37条第2項
- 手続対象者 : 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第37条第1項の規定により届け出をした社団又は財団で、同項各号に掲げる事項について変更があったもの。
- 提出時期 : 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第37条第1項各号に掲げる事項について変更があった場合には、遅滞なく届け出て下さい。
- 提出方法 : 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第37条第1項各号に掲げる事項について変更があった旨を書面で国土交通大臣又は都道府県知事に届け出て下さい。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 国土交通省土地・水資源局地価調査課へお問い合わせ下さい。
- 申請書様式 : 国土交通省土地・水資源局地価調査課へお問い合わせ下さい。
- 記載要領・記載例 : 国土交通省土地・水資源局地価調査課へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 国土交通省土地・水資源局地価調査課へお問い合わせ下さい。
- 受付時間 : 国土交通省土地・水資源局地価調査課へお問い合わせ下さい。
- 相談窓口 : 国土交通省土地・水資源局地価調査課

3. 手続情報

- 審査基準 : なし
- 標準処理期間 : なし
- 不服申立方法 : なし